平成２８年（フ）第２９号
東京都立川市錦町６丁目６番３－205
破産者　小林　孝至
1　決定年月日　平成28年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１８３号
新潟県長岡市宝地町224番地２
破産者　有限会社細川工業所
1　決定年月日　平成28年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第５１号
静岡県沼津市岡一色43番地の４
破産者　有限会社ディック
1　決定年月日　平成28年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第１６９号
三重県三重郡川越町大字高松461番地、開始決定時の住所三重県三重郡川越町大字亀崎新田４番地８
破産者　加藤　政美
1　決定年月日　平成28年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第１５１号
三重県四日市市中部17番14－1001号　ファミール四日市、住民票上の住所三重県四日市市平尾町2664番地４
破産者　渡部八重子
1　決定年月日　平成28年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第１８８号
三重県四日市市ときわ４丁目７番11号　シティハイツ坂下Ｂ－２Ａ
破産者　赤坂　八郎
1　決定年月日　平成28年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第２６９号
三重県四日市市中部17番14－1001号　ファミール四日市、前住所三重県四日市市中部17番14－1402号　ファミール四日市
破産者　渡部　佳史
1　決定年月日　平成28年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第６号
三重県四日市市万古町５－５　阿倉川ＣＯＳＭＯＳ　Ｃ棟　201号室、住民票上の住所三重県四日市市大矢知町1004番地２
破産者　伊勢斗紀保
1　決定年月日　平成28年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第１７号
三重県四日市市坂部台１丁目13番地８
破産者　株式会社アルプスウェブサポート
1　決定年月日　平成28年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第４５５号
兵庫県尼崎市東園田町５丁目113番地８
破産者　有限会社リフレクトセンター
1　決定年月日　平成28年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第４７号
兵庫県芦屋市上宮川町２番８号第19プロスパー芦屋402号
破産者　株式会社ライフフォーカス
1　決定年月日　平成28年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１０号
兵庫県宍粟市山崎町宇原736番地、従前の住所兵庫県たつの市揖西町土師１丁目63番地
破産者　ゼロ　カーディナルこと　志水　徹也
1　決定年月日　平成28年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２７年（フ）第３３３号
岡山市南区築港新町１丁目19番３号、開始決定時の住所岡山県玉野市和田３丁目15番１号
破産者　眞鍋　照雄
1　決定年月日　平成28年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８３号
広島県三原市宮沖２丁目８番17号
破産者　特定非営利活動法人森のようちえんネィチャー楽校
1　決定年月日　平成28年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所尾道支部

平成２７年（フ）第７８号
山口県周南市河内町４番22号
破産者　株式会社山口コンサルタント
1　決定年月日　平成28年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所周南支部

平成２７年（フ）第６７８号
熊本市東区健軍３丁目１番54号
破産者　株式会社４ＲｉｄｅＳｔｏｒｅ
1　決定年月日　平成28年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４５号
熊本県球磨郡あさぎり町深田東802番地１、商業登記簿上の本店所在地熊本県球磨郡あさぎり町深田東798番地１
破産者　株式会社エコロ
1　決定年月日　平成28年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所人吉支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１３５０号
愛知県刈谷市大手町４丁目24番地　高野アパート102号
破産者　近藤　　睦
1　決定年月日　平成28年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４３１号
北九州市八幡西区楠橋下方２丁目６番22号（Ｂ201）、前住所北九州市八幡西区香月西２丁目３番10号
破産者　月守　俊介
1　決定年月日　平成28年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１０３号
北九州市門司区大里戸ノ上２丁目５番18号
破産者　鬼木　一真
1　決定年月日　平成28年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部